平成２１年（フ）第７６号
島根県益田市元町５番21号、前住所島根県益田市高津町イ2574番地３
債務者　山沢美保子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７７号
島根県益田市高津町ロ377番地６、前住所島根県益田市高津４丁目26番26号
債務者　豊田みゆき（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１２３７号
東京都青梅市滝ノ上町1296番地の３
債務者　小峰　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３７０号
広島県福山市駅家町大字倉光163番地１　ＰＬＡＮＥＴ101、前住所広島県福山市御幸町大字中津原1911番地の20
債務者　栗原　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３１６号
愛知県豊橋市菰口町３丁目64番地の３
債務者　尹賀谷仁子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３１８号
愛知県豊橋市舟原町135番地　シャンブル磯の403号室、住民票上の住所愛知県豊橋市二川町字東町163番地の３
債務者　澤上　美敏
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３２０号
愛知県宝飯郡小坂井町美園３丁目12番地19、申立時の住所愛知県豊川市諏訪４丁目18番地
債務者　榊原　志朗
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３２６号
愛知県豊橋市東田町字西郷１番地の17
債務者　林　ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３２９号
愛知県新城市野田字上市場18番地１　上市場西住宅Ａ棟201号
債務者　武野　順子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３３７号
愛知県豊橋市向草間町字向郷48番地
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４２号
愛知県豊橋市南大清水町字富士見722番地の１　208
債務者　藤村　俊介
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２０９２５号
東京都墨田区東向島６丁目33―９
債務者　星　　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０９０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町26―７―302
債務者　谷川　寿満
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１１２号
東京都港区北青山３丁目４―４―403
債務者　長岡　定江
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部